

一般社団法人重要生活機器連携セキュリティ協議会
会員規程

平成26年10月8日制定

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人重要生活機器連携セキュリティ協議会（以下「当法人」という。）定款第3章に定められた会員に関する必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 会員

(会員の種別)

第2条 当法人には、定款第3章の定めに従い幹事会員、正会員、学会員、一般会員及び賛助会員からなる会員組織を置く。

2. 幹事会員、正会員、学会員及び一般会員の入会審査基準は以下のとおりとする。

- (1) 当法人の目的を理解し、賛同を示していること。
- (2) 生活機器、それを利用したサービス、ITまたはセキュリティに関係があること。
- (3) 当法人の活動に積極的に参加する意思があること。

3. 賛助会員の入会基準は以下のとおりとする。

- (1) 当法人の目的を理解し、賛同を示していること。
- (2) 当法人を援助する意思があること。

4 当法人は、会員の申込者が次の各号のいずれかに該当する場合には、申込者に何らの通知をすることなく、申込を承諾しないことがある。

- (1) 会員の申込に際し、虚偽の届出をした場合
- (2) 当法人または会員に対する営業、勧誘またはそれらに類する行為を目的とする場合
- (3) 会員として入会しようとする者が日本国内に拠点を持たない場合であって会員としての活動が困難と認められる場合
- (4) 会員として入会しようとする者が反社会的勢力である場合若しくは反社会的勢力との関係が疑われる場合

(入会手続き)

第3条 会員として入会しようとする者は、別途定める入会申込書を事務局に提出し、理事によって構成される執行理事会の承認を受けるものとする。

2 法人または団体たる会員にあっては、当法人に対して法人または団体の権利を行使する者（以下「責任者」という。）を定め、事務局に届け出る。

3 責任者を変更した場合は、速やかに別に定める変更届を事務局に提出する。

4 入会を承認された個人、法人または団体は、入会承認通知の受領をもって会員たる地位を取得する。

(変 更)

第4条 会員種別の変更をしようとする者は、前年度末までに所定の会員種別変更届を提出する。

2. 賛助会員から幹事会員、正会員、学会員、一般会員に変更する場合には、執行理事会の承認を受けるものとする。

第3章 会員費

(会員費)

第5条 会員費については、会員費に関する細則に定める。

第4章 会員の権利義務

(会員の権利)

第6条 会員は、他の規程に定める他、次の権利を有する。

(1) 幹事会員の権利

①社員総会への出席

②幹事会への出席

③本団体が行う営利事業及び受託事業への参加

④本団体が行う全体会合、ワーキンググループ、シンポジウム企画、提言作成、その他の非営利活動

(2) 正会員の権利

①社員総会への出席

②本団体が行う営利事業及び受託事業への参加

③本団体が行う全体会合、ワーキンググループ、シンポジウム企画、提言作成、その他の非営利活動

(3) 学会員及び一般会員の権利

①本団体が行う全体会合、ワーキンググループ、シンポジウム企画、提言作成、その他の非営利活動

(4) 賛助会員の権利

①当法人が賛助会員に限定して発信する各種情報の受領

②当法人主催のシンポジウムへの優先的参加

③当法人の発行物、シンポジウムでの社名やロゴの記載

2 前項各号の権利は、譲渡することができない。

3 第1項各号の権利は、会員が退会または除名により会員たる地位を喪失した場合には消滅する。

(会員の義務)

第7条 会員は、権利を誠実に行使し、当法人の目的を達成するために本会の運営に協力する義務を負う。

2 会員は、各委員会および各ワーキンググループその他の当法人における活動に際し、公正且つ自由な市場競争を制限または阻害するおそれのある行為をしてはならない。

3 会員は、公序良俗に反する活動をしてはならない。

第5章 資格の喪失

(退 会)

第8条 退会の手続きは、定款第8条の定めに従い、会員は、理事会において別に定める退会届を届け出ることにより、任意に退会することができる。但し、退会の届出は退会の1ヶ月以上前に行わなければならないものとするが、やむを得ない事由があるときは、いつでも退会できるものとする。

2. 会員は、退会により会員の資格を喪失する。定款の定めによる。

(除 名)

第9条 除名の手続きは、定款の定めによる。

第6章 管理

(会員名簿)

第10条 当法人は、会員の氏名または名称および住所を記載した名簿を作成する。

2. 名簿の管理については、事務局がこれを行う。

第7章 雑則

(年 度)

第11条 会員の年会費の年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(規程の改廃)

第12条 本規程の改廃は、理事会の決議による。

附則 この規程は、平成26年10月8日より施行する。